

笠岡市役所において栗尾典子市長へ「笠岡市財政健全化プラン（素案）に関する要望書」を提出しました。

1 要望書の内容

笠岡市が11月18日に発表した笠岡市財政健全化プラン（素案）（以下「健全化プラン」という。）に基づき、地域福祉活動及び島しょ部介護事業（笠岡市社協指定居宅介護支援事業）及び訪問介護事業（かさおか社協ヘルパーステーション）への運営補助が削減されることを説明されました。これにより、補助が削減された場合、現状の地域福祉活動及び島しょ部介護事業を継続することが困難となるため、笠岡市に対して別紙の要望書を提出いたしました。

要望書の提出に至った経緯といたしましては、栗尾市長が掲げる「対話」「調和」「連携」を推進する体制となった市と本会が対話を重ねることにより、協力し合い、社会福祉推進のパートナーとして、よりよい関係を築いていくために、本会の役割と現状を再度認識していただくことが必要と判断したものでございます。

皆様にはご心配をおかけしますが、本会としては引き続き、地域福祉活動及び島しょ部住民に公平なサービス（ケアマネジャー、ヘルパー）が提供されるよう、笠岡市に要望を行ってまいります。万が一、笠岡市が本会の要望を受け入れない場合、本会の運営に重大な支障が生じることが明らかなることから、居宅介護支援事業及び訪問介護事業の島しょ部へのサービス提供を廃止せざる得ない状況になると考えております。つきましては、何卒ご理解ご支援いただきますようお願い申し上げます。

なお、この度の「健全化プラン」については、笠岡市がパブリックコメントを通じて意見を募集しておりますので、併せてご案内いたします。

※「健全化プラン」は笠岡市のホームページ

<https://www.city.kasaoka.okayama.jp/soshiki/13/62567.html>

白石島、北木島、真鍋島出張所の他、各公民館でも閲覧は可能となっておりますので、ご確認ください。

2 日時及び場所

令和6年12月10日（火）15時～ 笠岡市役所市長室

3 本会出席者

社会福祉法人笠岡市社会福祉協議会

会長	濱田 仁海
副会長	大嶋 元義
副会長	石田 美恵子
常務理事	宮岡 省二
事務局次長	小林 修

3 要望書

別紙参照

笠岡市財政健全化プラン（素案）に関する要望書

令和6年12月10日

笠岡市長 栗尾典子様

笠岡市十一番町15番地
社会福祉法人笠岡市社会福祉協議会
会長 濱田仁海
副会長 大嶋元義
副会長 石田美恵子
常務理事 宮岡省二

はじめに（基本的な考え方）

○社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織です。昭和 26 年（1951 年）に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき設置され、地域社会における福祉活動を推進するための団体として、福祉制度の中で重要な役割を果たしています。地域住民の生活支援や福祉サービスの提供、ボランティア活動の推進などを行っており、住民や民生委員、社会福祉施設、保健、医療、教育機関などの関係機関と協力しながら活動をしています。

共生社会、住民参画を言われ、住民同士の助け合いにシフトしている現在、それを推進するための活動を行い、福祉活動を推進するための団体として、福祉制度の中で重要な役割を果たしています。

○笠岡市社会福祉協議会は、地域社会における福祉活動を推進するための団体として、昭和 41 年（1966 年）に設立され、地域福祉活動として高齢者や障がい者等の在宅生活を支援するために市内に 20 の社協支部を置き、地域のボランティアと協力し、主に以下の活動を行っています。

- ・住民参画の組織化（社協支部活動の推進と実践、困った人を見つける、意識できる、助け合いができる住民機能の支援、福祉学習の取組）
- ・高齢者や子育て中の親子が気軽に集まり、仲間づくりや見守り活動につながる「サロン活動」
- ・在宅高齢者が緊急搬送された際に情報共有を行う「いのちのバトン」
- ・幼少期から意識づくりを行う小中学生向けの「福祉教育」
- ・災害時の支援を行う「災害ボランティアセンター」
- ・生活困窮者への支援「フードバンク」、 「緊急援護資金貸付」
- ・ふれあいほのぼの相談、弁護士による法律相談、職員による総合相談
- ・老人クラブの支援及び団体事務 等

これらの活動を通じて、地域の福祉活動の拠点としての役割を果たしています。また、地域の様々な社会資源とのネットワークを活かし、多くの人々と協働して活動を進めています。

このような状況を踏まえ、この度の笠岡市財政健全化プラン（素案）に関する要望をします。

誠に勝手ながら、本要望に対する回答については、本会の運営状況をご配慮いただき、令和 6 年 12 月 25 日までをお願いいたします。

要望事項

1 社会福祉協議会補助金（笠岡市社会福祉協議会地域福祉活動推進事業補助金）

2 ささえあい活動助成事業補助金

社会福祉協議会は「社会福祉を目的とする事業の企画及び実施」「社会福祉に関する活動への住民参加のための援助」「社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成」などの事業を行う組織として、また、社会福祉関係者と福祉活動を担う住民・ボランティアなどにより構成される組織として、他の社会福祉法人とは異なった制度では対応しにくい住民ニーズへの対応を行っています。

笠岡市においても地域福祉活動専門員を配置し、各種の地域福祉活動やボランティア活動、各種福祉サービスの情報共有、相談事業の充実などに努め、高齢化や多様化・複雑化する福祉ニーズに柔軟に即応できる体制づくりと、地域の特性に合った福祉サービスを提供しているところですが、いずれも収益のある活動ではないため、専門員の設置に係る経費は、国により交付税措置をされている市からの補助金（社会福祉協議会補助金）を財源として配置をしてきました。

しかし、この度の笠岡市財政健全化プラン（素案）では、この地域福祉活動専門員の配置の根拠となる社会福祉協議会補助金が「廃止」とされており。このため、補助金が廃止された場合においては、今後地域福祉活動専門員を配置することが困難となり、次の問題が生じてくると考えます。

①地域福祉活動の停滞

地域福祉活動専門員は、地域住民の福祉ニーズに応じた活動を推進する重要な役割を担っています。笠岡市地域福祉計画・笠岡市ゲンキプランにおいて推進しているいきいき百歳体操・サロン活動といった介護予防活動は、この専門員が地域で人材育成を行ってきたものを基礎として、活動につなげてきました。

来年度から始まる重層的支援体制整備事業や予防福祉活動や災害弱者への支援活動においては、地域住民の関わりも必要不可欠なものであり、専門員が不在になることに伴い、地域住民の人材育成ができなくなり、地域との伴走支援を行うことができなくなります。

また、それに伴い様々な相談の窓口としての機能が低下し、困っている住民が適切な支援を受けられなくなる可能性があります。

②ボランティア活動の調整不足

地域福祉活動専門員は、地域でのボランティア活動の調整役として、ボランティアの育成・募集・派遣を行っています。笠岡市障がい者福祉計画における福祉教育活動等、

専門員が不在になることにより、ボランティアの育成・募集・派遣ができなくなり、ボランティアが効果的に活用されず、地域での支援活動が弱体化します。

③福祉資源の活用・調整の遅れ

地域福祉活動専門員は、地域の福祉資源（福祉施設、サービス、ネットワーク）の情報収集と調整を行い、住民に適切なサービスを提供する役割を担っています。専門員が不在になることにより、地域内で利用可能な福祉資源の情報が住民に届かなくなる等、必要なサービスが適時に提供されなくなる可能性があります。

④地域住民の相談・支援が不十分

専門員は住民からの福祉に関する相談を受け、問題解決に向けた支援を行っています。専門員が不在になることにより、様々な相談の窓口としての機能が低下し、困っている住民が適切な支援を受けられなくなる可能性があります。

⑤災害時の支援体制が弱体化

笠岡市防災計画では、災害応急対策活動として、本会において災害ボランティアセンターの設置を行うこととしています。地域福祉活動専門員は、予防防災として事前に活動するボランティアの養成・訓練をする役割を担っており、専門員が不在になることにより、災害時に迅速かつ効果的な支援が行えなくなり、被災者への支援が遅れることがあります。

⑥福祉教育・啓発活動の停止

地域福祉活動専門員は、地域住民や学校に対して福祉に関する教育や啓発活動を行っています。専門員が不在になることにより、福祉教育や啓発活動が停止し、地域住民の福祉に対する理解や意識の向上が進まなくなります。結果として、地域全体の福祉レベルが低下するおそれがあります。

⑦地域のネットワークの希薄化

地域福祉活動専門員には、地域住民の横の連携を作る機能（地域組織化機能）と地域に関係する専門職を含めた横の連携を作る機能（福祉組織化機能）があります。専門員が不在になることにより、これらの機能を高める活動が衰退し、社会的弱者になりやすい福祉を必要とする人の発見や住民支援が遅れる等、住民による協力が得られなくなることがあります。

笠岡市では、地域福祉活動専門員が支援するネットワークを活用し、地域住民同士の共助による福祉活動が行われています。この活動は、専門員の存在により効率的な支援が可能となっており、将来的な医療費や介護保険サービス費の削減にも寄与する重要な施策となっています。そのため、地域福祉活動専門員が配置できるよう社会福祉協議会補助金を継続し、今後も支援を続けていただきたく、強く要望いたします。

なお、地方交付税措置については、各市町村民生主管部局宛てに令和6年8月14日付で厚生労働省社会・援護局地域福祉課発出の事務連絡「福祉活動指導員及び福祉活動専門員に係る財源確保について」において、福祉活動専門員に係る経費については地方交付税措置が講じられていること、地方交付税算定基礎単価においての措置内容を踏まえ、福祉活動専門員等の活動が一層充実するよう適切な財源確保に努める依頼がなされていますので、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

3 島しょ部障害福祉サービス・介護サービス事業補助金

(笠岡市社協指定居宅介護支援事業所・かさおか社協ヘルパーステーション)

島しょ部（有人島7島）の指定居宅介護支援事業及び訪問介護事業については、地理的な要因等により民間事業所が参入困難なため、笠岡市が直接事業所運営をしてきましたが、笠岡市より低賃金で効率的な雇用が可能であること、柔軟な運営が可能なることを理由に、市から社協に業務を移管することで、赤字額削減を図りたいとの申出があったため、笠岡市から社協へ事業所及び職員を移管した経緯があります。ただし、その条件として、島しょ部という特殊状況から黒字化が不可能なことが明らかのため、赤字額全額を笠岡市が社協に補助するという約束がなされました。

この結果、社協が事業所を運営し、島しょ部の人口が急速に減少する中、また、離島航路の減便など状況がますます悪化している中、社協は、市が直営で実施していた際に比べ、大幅な赤字削減を実現し、笠岡市に対して大きな貢献をしてきましたが、近年は急速な人口減少等により、以前にも増して効率が悪くなっており（利用者が減少しても訪問する有人島7島は変わらない）、赤字額が増えているため、今後の島しょ部へのサービス提供について、笠岡市には再三、島しょ部サービス提供に係る介護保険事業所の方針を決めるようお願いをしてまいりました。しかしながら、令和4年度から笠岡市は当初の「赤字額を全額補助する」約束を無視し、補助額を赤字額の2分の1へと一方的に変更しました。その結果令和4～5年度において約1,000万円の赤字額が補填されないままとなっています。このため本来、地域福祉活動として活用すべき財源が島しょ部の介護保険事業所の運営費に充当される状況が続いています。

これにより、本会は何度も笠岡市に対して、島の特殊性を考慮して令和4年以降の赤字額全額を補填するように求めてきましたが、笠岡市は船便が悪いなら水上バイクで行け、社協の地域福祉の基金を使え等の要求をしてきました。そして今回の笠岡市財政健全化プラン（素案）では、当初の約束であった赤字補填の全額補助が反故にされ、一方的に補助額が赤字額の2分の1とする案が示されています。また、笠岡市健康福祉部から11月20日に笠岡市財政健全化プラン（素案）の説明が本会にありましたが、その時笠岡市はこのプラン（素案）のとおりとなれば、本会の介護保険事業運営が成り立たないため、本会が島しょ部の介護保険事業の廃止することも想定している、また、それは仕方がないとの説明でしたが、笠岡市は本会が島しょ部の介護保険事業を廃止した場合のその後の対応は検討していないという説明であり、財政状況のみの説明に終始し、島しょ部の介護福祉サービスの在り方については、行政でさえ実施できない可能性がある、行政の責務を放棄するような内容を示唆しました。

本会が居宅介護支援事業所及び訪問介護事業所のサービス提供を断念することとなれば、島しょ部には、同じサービスを展開している事業所はなく、また、民間事業所の参入

が困難な島しょ部で、島民の福祉や在宅生活の維持に大きな問題となるのは明らかであり、行政がこうした発言をすることに疑問が生じます。

これは、公平にサービスを提供する義務のある行政が、特定の住民に対して不平等で差別的な人権を侵害する施策を、このように一方的に住民説明やそれに代わる代替案の検討を行わず、住民生活を無視した健全化プラン（素案）を提案する行為そのものに問題があると考え、このことに起因して発生する問題の責任は全て笠岡市にあると考えます。

また、本会としては、全額補助がなければ島しょ部住民に対する障害福祉サービス・介護保険サービスの提供を継続することは非常に困難と考えており、島しょ部の住民のために、当初の約束の通り赤字額全額補助を強く要望するとともに、令和4年度・令和5年度に減額された補助金の全額支払いを要望します。あわせて、業務移管の条件であった、笠岡市が赤字額を全額補填するという約束を書面で取り交わすことを要望します。

なお、本要望書における本会の要望が実現されない場合においては、本会の運営に支障を来すことが明らかなことから、本会を存続させる手段を緊急に講ずる必要があるため、笠岡市社協指定居宅介護支援事業所・かさおか社協ヘルパーステーションの廃止（令和7年3月31日廃止予定。一体的に事業実施している、同行援護事業及び移動支援事業も同様。）等を視野に入れた提案を、12月12日開催の理事会に諮らざるを得ない状況にあることを申し添えます。